

福島県福島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜地先	次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ3直線と、基点第35号と各点へ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ2直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分3.6秒 基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒 基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 点へ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点 点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点へから189メートルの点 点ヒ 北緯37度49分25.6秒、東経140度58分28.8秒 点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒 点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点 ① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ6直線と、松川浦漁港防波堤(固堤)と点ミ及びコを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点コ 基点第29号から337度の線上、基点第29号から190メートルの点 点テ 点コから171度38分の線上、点コから95メートルの点 点ア 点テから138度08分の線上、点テから100メートルの点 点サ 点アから80度08分の線上、点アから190メートルの点 点キ 点サから32度08分の線上、点サから55メートルの点 点ユ 点キから51度38分の線上、点キから15メートルの点 点メ 点ユから29度38分の線上、点ユから50メートルの点 点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒 点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市尾浜	(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、4,500メートル以内とする。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖槽数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路 イ 松川港口から岩子に至る幅20メートルの航路 ウ 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅20メートルの航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
区第2号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市和田地先	次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札ノ沢及び尾浜字札ノ沢	(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内とする。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖槽数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地区通称平前に至る幅20メートルの航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅9メートル以上の航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
区第3号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市岩子地先	次の基点第35号と各点へ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と各点フ、リ、又及びルを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第5号漁業権漁場の区域を除いた区域 基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒 基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒 点へ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点 点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点へから189メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒 点リ 点フから68度13分の線上、点フから1,120メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点 点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市岩子	(1) 東溝中州核種より南90メートル(50間)の位置を基点とし、その北面4.3ヘクタール(4町3反歩)を旧版第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。 (2) 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。 (3) 清助島と島森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧版第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によって平等に行使すること。 (4) 前項の基線より以南の区域7.5ヘクタール(7町5反歩)は、次の区分によって行使すること。 ア 旧版第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、4.3ヘクタール(4町3反歩)とする。 イ 残余の3.2ヘクタール(3町2反歩)は、旧岩子漁業協同組合員が行使すること。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅20メートルの航路 イ 文字島から大字新田梅川河口に至る幅20メートルの航路 ウ 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4～9メートルの航路 エ 地島東端付近から機城島西端、島森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 オ 地島東端から中州東岸を経て磯部に至る幅20メートルの航路 (6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市新田及び柏崎地	次の基点第31号と各点ト、チ、リ及びブを順次に結んだ4直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業、貝類垂下式養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市新田、柏崎及び程田字大師前	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、7,200連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着壁の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖槽数を減じなければならない。 (3) 区第3号と区第4号との境界線から南に325メートル、西岸沖出145メートルの総面積4.8ヘクタール(長谷地地内)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (4) 点リと点リから点フの方向170メートルの点を結んだ線から南寄りに20メートルを隔てた平行線を一边とし、その南側3ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 新場前から新田梅川河口に至る幅20メートルの航路 イ 烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 ウ 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅10メートルの航路 (6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設を設けてはならない。
区第5号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市岩子地先	次の基点第32号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第33号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ20直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第32号 北緯37度48分39.5秒、東経140度59分0.4秒 基点第33号 北緯37度48分35.3秒、東経140度58分37.2秒 点ワ 基点第32号から90度の線上、基点第32号から24メートルの点 点カ 基点第32号から6度55分の線上、基点第32号から430メートルの点 点ヨ 基点第32号から349度45分の線上、基点第32号から600メートルの点 点タ 基点第33号から13度50分の線上、基点第33号から714メートルの点 点レ 基点第33号から12度30分の線上、基点第33号から616メートルの点 点ソ 基点第33号から0度35分の線上、基点第33号から566メートルの点 点ツ 基点第33号から329度45分の線上、基点第33号から484メートルの点 点ネ 基点第33号から320度05分の線上、基点第33号から452メートルの点 点ナ 基点第33号から309度50分の線上、基点第33号から354メートルの点 点ラ 基点第33号から121度30分の線上、基点第33号から184メートルの点 点ム 基点第33号から159度15分の線上、基点第33号から156メートルの点 点ウ 基点第33号から265度55分の線上、基点第33号から126メートルの点 点エ 基点第33号から232度35分の線上、基点第33号から281メートルの点 点ノ 基点第33号から206度10分の線上、基点第33号から480メートルの点 点オ 基点第33号から190度10分の線上、基点第33号から421メートルの点 点ク 基点第33号から156度30分の線上、基点第33号から208メートルの点 点ヤ 基点第33号から132度50分の線上、基点第33号から242メートルの点 点マ 基点第33号から155度15分の線上、基点第33号から486メートルの点 点ケ 基点第33号から147度15分の線上、基点第33号から522メートルの点	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市尾浜及び岩子	(1) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 イ 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 (2) (1)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (3) 航路内では、航行を妨害する施設を設けてはならない。
区第6号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市磯部地先	次の基点第31号と各点ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点 点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒	第一種区画漁業、第三種区画漁業	(第一種区画漁業) 藻類養殖業、貝類垂下式養殖業 (第三種区画漁業) 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相馬市磯部	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、13,000連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着壁の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖槽数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設を設けてはならない。